

新潟県給付型奨学金の推薦基準

新潟県教育委員会が募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮った上で、新潟県教育委員会から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、推薦するものとする。

1 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること

2 学力及び資質について

- (1) 1年生（中等教育学校にあっては4年生）から奨学金申込時までの学習成績の全体の評定平均が4.3以上（成績概評がA段階）であること
- (2) 教科以外の学校活動等で優れた成果が認められる場合は、同期間の学習成績の全体の評定平均が概ね3.5以上（成績概評が概ねB段階以上）の者も対象となること

3 家計について

生計を維持する者（2人いる場合は2人とも）が、以下のいずれかに該当し、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること

- (1) 市町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書記載の所得割が0円であること）
- (2) 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- (3) (1)(2)には該当しないが、生計を維持する者の死亡、失職、病気等により家計が急変し、大学進学年度に生計を維持する者が市町村民税所得割を課されない又は生活保護を受給する見込みであること